添付書類

**地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項**

１．第２期秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査について、県及び町から求められた場合には、それに応じます。

２．以下の場合には、第２期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び秋田県移住・就業支援事業における地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

　（１）地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）地方就職支援金の申請日から１年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額

（３）地方就職支援金の申請日から１年以内に町に転入しなかった場合：全額

（４）地方就職支援金の申請日から１年以内に要件を満たす就業先を辞した場合：全額

　　　　（ただし、退職日から３カ月以内に勤務地が県内に所在する別の企業に就職する場合を除く）

　（５）町への転入日から３年未満で美郷町以外の市区町村に転出した場合：全額

　（６）町への転入日から３年以上５年以内に美郷町以外の市区町村に転出した場合：半額

**第２期秋田県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い**

　　県及び町は、第２期秋田県移住・就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、県及び町が定める個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　　また、県及び町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。